

犯罪被害者等支援関係機関への第1回ヒアリングについて

犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、条例素案を作成する段階で、関係機関へ1回目のヒアリングをした結果、次のようなご意見をいただきました。

- ヒアリングの時期：令和7年6月24日（火）～6月30日（月）
- ヒアリング団体：NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす
公益社団法人被害者サポートセンターあいち
神谷明文法律事務所 神谷明文弁護士
おかざき城下町法律事務所 市村陽平弁護士
名古屋大学大学院法学研究科 宮木康博教授
安城警察署

（第1条 目的）

- ・自治基本条例では市民に事業者も含むが、この条例では市民と事業者を分けてもよいのでは。
- ・事業者の責務を入れるべきでは。
- ・国の犯罪被害者等基本法では、国民の責務となっているため、役割から責務にしてはどうか。

（第2条 定義）

- ・二次的被害という場合もあるが、災害も二次被害というため、二次被害のままよい。
- ・市民に事業者も含むのであれば、市民は自治基本条例で規定する市民と定義しないとわかりづらい。
- ・再被害の定義がほしい。

（第3条 基本理念）

- ・「次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。」とするならば、文末は体言止めでないとおかしい。
- ・第1号に二次被害が2回出てくるため、最初の二次被害は削除した方がよい。

（第4条 市の責務）

- ・「実施しなければならない」は表現が強いため、「実施する責務を有する」の方がよい。

(第5条 市民の役割)

- ・市民に自身も担い手であることを意識してもらうためにも、市民の責務にしてはどうか。
- ・責務にしてほしい。事業者の責務についても、この条例と自治基本条例は別と考えて条立てをしてほしい。別の方が印象付けられる。
- ・「二次被害を与える」より「二次被害を生じさせる」の方がよい。
- ・雇用だけではなく、学校教育についての文言もほしい。子どもが被害にあったときの体制を強化してほしい。

(第6条 相談及び情報の提供等)

- ・総合的対応窓口の設置については、別で条立てしてほしい。

(第7条 経済的負担の軽減等)

- ・犯罪被害者等基本法では、損害賠償の援助についての規定があるため援助してほしい。
- ・見舞金は1,000万円くらいないと遺族にとっては足りない。30万円では救済にはつながらない。
- ・「施策を実施する」より「施策を講ずる」の方がよい。

(第8条 日常生活の支援)

- ・「施策を実施する」より「施策を講ずる」の方がよい。

(第9条 居住の安定)

- ・「入居の配慮」を「入居における特別な配慮」にしてはどうか。

(第10条 広報及び啓発)

- ・出前講座を行う等、小学生から犯罪被害について知ってもらった方がよい。未来に対する種まきは必要。
- ・外国人向けのパンフレットやチラシを作成した方がよい。

(第11条 人材の育成)

- ・研修は職員だけではなく、市民向けの講座等も用意し、二次被害防止に努めるとよい。

(第12条 意見等の反映)

- ・良い意見を取り入れることは当たり前のため、条文不要。

- ・「努めるものとする」を「努めなければならない」にしてほしい。

(第13条 支援を行わないことができる場合)

- ・「犯罪等を誘発したとき」を例示するのは難しいのでは。

(第14条 委任)

- ・この条文はあった方がよい。

(その他)

- ・見舞金の要綱を作ってほしい。
- ・要綱もハンドブックもHPに掲載してほしい。
- ・ホームヘルプサービスや配食サービスは、期間が長いほどありがたい。
被害直後は葬式や刑事手続きで忙しく、その後に食欲不振や気力が落ちてしまうため、利用期間の制限を設けず、上限何十食までとしてほしい。
- ・診療費を全部補助してほしい。
- ・住宅のあっせん、優先入居という言葉は、犯罪被害者だけ特別扱いされていると思われてしまうため、文言を変えてほしいという意見もある。
- ・雇用の安定と安全の確保についての条文がないがよいかな。

(注) 関係団体からいただいたご意見をそのまま掲載しておりますので、内容が重複している部分があります。